

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	伊佐市子ども医療費に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、子ども医療費に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	伊佐市子ども医療費に関する事務
②事務の概要	【事務の説明】 子育て世帯の経済的・精神的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を作るため、高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)までの医療費全額を給付する。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 伊佐市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び伊佐市子ども医療費給付条例の規定に伴い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・給付金受給資格者登録申請及び申請事項変更届の受付・審査 ・給付金受給資格者証の交付 ・給付金の支給申請 ・給付金の支給 ・給付金の返還
③システムの名称	・総合福祉Wel+子ども医療 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・総合福祉WEL+(医療費助成)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・伊佐市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際、セキュリティ機能付きのUSBメモリを使い、パスワードによる保護を行い、使用後はUSBメモリ内のデータの消去を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども課課長 堀之内 博行	課長	事後	記載事項修正
令和1年6月26日	IV リスク対策		新様式への変更(IV リスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年5月29日	全体				評価の再実施
令和2年7月6日	I-1-③システムの名称	・Acrocity福祉総合(医療費助成) ・中間サーバー・MICJET番号連携サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・総合福祉WEL+ ・中間サーバー・MICJET番号連携サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
令和3年4月1日	全体	伊佐市乳幼児医療費	伊佐市こども医療費	事後	名称・記載事項変更
令和3年6月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年6月8日	I-1-②事務の概要	【事務の説明】 子育て世帯の経済的・精神的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を作るため、非課税世帯の高校生までと課税世帯の3歳未満児の医療費全額及び課税世帯の未就学児に係る医療費の一部を助成する。	【事務の説明】 子育て世帯の経済的・精神的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を作るため、非課税世帯の高校生までと課税世帯の中学3年生相当までの医療費全額を助成する。	事後	見直しによる修正
令和7年8月29日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・伊佐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	・番号法第9条第2項 ・伊佐市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	
令和7年8月29日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・伊佐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	番号法第19条第9号	事後	
令和7年8月29日	II-1いつ時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	II-2いつ時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	表紙 評価書名	伊佐市子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	伊佐市子ども医療費に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年8月29日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	伊佐市は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じること、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	伊佐市は、子ども医療費に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じること、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年8月29日	I-①事務の名称	伊佐市子ども医療費の助成に関する事務	伊佐市子ども医療費に関する事務		
令和7年8月29日	I-②事務の概要	【事務の説明】 子育て世帯の経済的・精神的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を作るため、非課税世帯の高校生までと課税世帯の中学3年生相当までの医療費全額を助成する。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 伊佐市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び伊佐市子ども医療費助成条例の規定に伴い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・助成金受給資格者登録申請及び申請事項変更届の受付・審査 ・助成金受給資格者証の交付 ・助成金の支給申請 ・助成金の支給 ・助成金の返還	【事務の説明】 子育て世帯の経済的・精神的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を作るため、高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)までの医療費全額を給付する。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 伊佐市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び伊佐市子ども医療費給付条例の規定に伴い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・給付金受給資格者登録申請及び申請事項変更届の受付・審査 ・給付金受給資格者証の交付 ・給付金の支給申請 ・給付金の支給 ・給付金の返還	事後	
令和7年8月29日	I-1-③システムの名称	・総合福祉WEL+ ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・総合福祉Wel+子ども医療 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
令和7年8月29日	IV リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	